

学校給食弁当代替者補助金交付要綱

令和6年要綱第14号

改正 令和7年要綱第2号

令和8年要綱第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、精華町立小学校及び中学校に在学する児童生徒の保護者に対し、食物アレルギーのため、学校給食の代替として保護者が弁当対応をする経費を、予算の範囲内で補助することにより、当該保護者の負担を軽減するとともに、精華町学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する規則（令和6年規則第4号）第4条の規定により学校給食費の徴収を受けない保護者との公平を図るため、学校給食弁当代替者補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、精華町補助金等の交付に関する規則（平成22年規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町立学校 精華町立小学校及び中学校をいう。
- (2) 児童生徒 町立学校に在学する児童又は生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 弁当対応 食物アレルギーのため、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食の一日における全ての飲食物に代わり、持参した弁当等を飲食することをいう。
- (5) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町立学校に在学し、弁当対応をする児童生徒の保護者で、精華町に住所を有し、当該児童生徒と生計を一にするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、補助対象者とすることができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、児童生徒が弁当対応をした回数（以下「弁当対応回数」という。）に、別表に定める1食単価を乗じた額とする。ただし、在学する町立学校において学校給食を実施した回数に、同表に定める1食単価を乗じて得た額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、学校給食弁当代替者補助金交付申請書（兼同意書）（別記様式第1号）により町長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、当該年度の学校給食開始の日までに行わなければならない。ただし、転入等により当該年度の途中で補助対象者となった者については、速やかに申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、第3条に規定する要件に基づき補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知し、交付をしないと決定した者に対しては、学校給食弁当代替者補助金不承認決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 交付決定者は、交付の決定を受けた内容に変更があったときは、学校給食弁当代替者補助金内容変更届（別記様式第4号）により町長に届出を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、学校給食弁当代替者補助金内容変更通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(報告)

第8条 町長は、弁当対応回数の確認が必要なときは、学校長に対して、学校給食弁当対応回数報告書（別記様式第6号）の提出を求めるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する確認を行い、補助金の交付額を確定したときは、学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、学校給食弁当代替者補助金請求書（別記様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、交付決定者から前項に規定する請求を受けたときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 町長は、交付決定者について次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定による交付の決定の取消しを行ったときは、学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年要綱第2号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年要綱第10号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	1食単価
----	------

小学校	295円
中学校	345円

年 月 日

精華町長 様

学校給食弁当代替者補助金交付申請書（兼同意書）

学校給食弁当代替者補助金交付要綱第5条の規定により、以下の対象となる児童生徒の弁当対応にかかる費用について、以下の事項に同意し、年度分の補助金の交付を申請します。

1 申請者

住所 精華町

申請者（保護者）氏名

電話番号（自宅・携帯）

2 対象児童生徒 ※補助金交付の対象となる児童生徒の情報を記入してください。

氏名（児童生徒）	生年月日（和暦）	学校名	学年
	年 月 日		

- 【同意事項】
- 1 補助金の交付決定にかかる必要な調査を精華町が行うことを同意します。
 - 2 補助金交付額の確定に当たって、町長が弁当対応回数の確認及び報告を学校長に求めることに同意します。

様

精華町長

学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請があった学校給食弁当代替者補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 対象児童生徒

氏名			
学校名		学年	

2 補助金の額

補助金の額は「学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書」により通知します。

3 注意事項

- (1) 補助金は「学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書」の通知後に交付します。
- (2) 学校給食弁当代替者補助金交付要綱第11条に該当した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様

精華町長

学校給食弁当代替者補助金不承認決定通知書

年 月 日付で申請があった学校給食弁当代替者補助金について、下記
のとおり不承認と決定したので通知します。

記

1 対象児童生徒

氏名			
学校名		学年	

2 不承認の理由

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

精華町長 様

申請者氏名

住所

電話

学校給食弁当代替者補助金内容変更届

学校給食弁当代替者補助金の交付決定について、変更があったため、届け出ます。

記

1 交付決定

年 月 日付け 第 号

2 変更事項 ※変更内容及び理由を記載してください。

様

精華町長

学校給食弁当代替者補助金内容変更通知書

年 月 日付で届出のあった学校給食弁当代替者補助金の申請について、下記のとおり内容の変更を決定したので、通知します。

記

1 対象児童生徒

氏名			
学校名		学年	

2 変更内容

3 変更適用日

4 その他

年 月 日

精華町長 様

学校名

学校長名

学校給食弁当対応回数報告書

学校給食弁当代替者補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 対象児童生徒

氏名			
学校名		学年	

2 該当月及び弁当対応回数

該 当 月	弁当対応回数
4月	回
5月	回
6月	回
7月	回
8月	回
9月	回
10月	回
11月	回
12月	回
1月	回
2月	回
3月	回
合 計	回

様

精華町長

学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した学校給食弁当代替者補助金について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので通知します。

記

1 対象児童生徒

氏名			
学校名		学年	
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで		
交付確定額	円		
弁当対応回数	回		

2 支払予定日

年 月 日

3 その他

- (1) 補助金の額は、弁当対応回数を確認の上、定めています。
- (2) 学校給食弁当代替者補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の返還を命ずることがあります。

別記様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

精華町長 様

申請者氏名

住所

電話

学校給食弁当代替者補助金請求書

学校給食弁当代替者補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額	円
振込先金融機関名	銀行 信用金庫 支店 農協 信用組合 出張所
預金種別	1 普通・総合 2 当座
振込先口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※振込先は、申請者の口座名義を記入してください。

※ゆうちょ銀行の場合は、店名は3ケタの漢数字の支店番号をご記入ください。

様

精華町長

学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号にて交付決定した学校給食弁当代替者補助金について、下記のとおり決定を取り消しますので、通知します。

なお、補助金の返還がある場合は、返還期限までに返還してください。

記

1 対象児童生徒

氏名			
学校名		学年	

2 取消日

年 月 日

3 取消しの理由

4 返還金額